

(E2) 土木学会司法支援に関する規程

平成16年6月18日	制 定
平成22年11月19日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成26年1月24日	〃

(総則)

第1条 この規程は、土木学会細則第38条(3)の司法支援に関する事項について定める。

(委員会)

第2条 土木学会細則第38条(3)の目的を達成するために司法支援特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会は社会支援部門および調査研究部門等で構成し、委員長は社会支援部門主査理事があたる。委員については委員長が指名する。

第4条 委員会は、鑑定人候補者、調停委員候補者又は専門委員候補者の選考にあたっては原則として土木学会会員から行う。

(手続き)

第5条 委員会は、最高裁判所から、鑑定人候補者、調停委員候補者又は専門委員候補者の推薦依頼があった場合、その受託可否について理事会へ諮問するものとする。

2 理事会は鑑定人候補者、調停委員候補者又は専門委員候補者の推薦依頼の可否を決定する。受託した場合は、委員会は鑑定人候補者、調停委員候補者又は専門委員候補者の原案作成し、理事会に提出しなければならない。

3 委員会は、裁判所から鑑定人候補者、調停委員候補者又は専門委員候補者の推薦依頼に対し、会長名で回答する。

4 前項の回答にあたっては、推薦した候補者が決定した際には文書にてその旨を候補者に通知する。

(支援)

第6条 委員会は、鑑定人、調停委員または専門委員からの要請に対して、各々の守秘義務に抵触しない範囲において、技術的支援を行うものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成16年6月18日 理事会議決） この規程は、平成16年6月18日から施行する。

附則（平成22年11月19日 理事会議決） この変更規程は、平成22年11月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成26年1月24日 理事会議決） この変更規程は、平成26年1月24日から施行する。